

川口市道路反射鏡設置基準

1. 目的

この基準は、市が設置する道路反射鏡に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

2. 意義

自動車運転者が、他の自動車または自転車等の通行による危険に対して、当該危険を未然に確認することが不可能または困難な場合の補助施設として道路反射鏡を設置するものである。

3. 設置の基準

① 道路反射鏡は、信号機が設置されていない公道の交差点等において、徐行や一時停止など、自動車運転者が最大限、安全に配慮して、車両前部が交差点内に入らなければ走行車両の確認が困難な箇所に設置するものとし、次の各号のいずれかに該当する箇所に設置することができる。

(ア) 交差点で隅切り 3m未滿かつ、見通しが悪い箇所

(イ) 公道の湾曲部または曲線部において、見通しが悪い箇所

(ウ) 車両が公道から公道へ通り抜け可能な私道

② 道路反射鏡は、前項各号に該当する箇所であっても、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として設置しないものとする。

(ア) 交差点で隅切りが 3m以上有り、徐行し目視による右側の安全確認が可能な箇所

(イ) 交差点に進入する側に歩道があり、徐行し目視による右側の安全確認が可能な箇所

(ウ) 中央線のある交差点で左側のみ見通しが悪い箇所(右側の見通しが良ければ設置しない)

(エ) 私道および私有地から公道への出入口などの利用者が限定される箇所

(オ) その他公道等の状況から設置が困難な箇所

(カ) 国道と県道が交差する箇所

(キ) 一時的に(草木の茂み・駐車車両等)見通しを阻害している箇所

4. 設置位置

道路反射鏡の設置位置は、原則、歩行者や車両等の妨げにならない公道部分とする。

5. 留意事項

道路反射鏡の設置にあたっては、見通しの悪い場所の道路状況、交通状況のみならず周辺の道路状況等を把握し、設置効果が十分に得られること。

6. その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。